

毎週火、金曜日発行(但休日となるときは翌日)
昭和四〇年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県訓令第二号

府 中 一 般
各 金 庫
縣 金 庫

鳥取県収入証紙取扱細則(昭和二十八年六月鳥取県訓

令第十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一条を削り、第二条を第一条とし、以下順次「一条ずつ繰り上げ、改正後の第十七条第二項を次のように改め

◇訓令
鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正

◇告示

肥料検査の結果

国有保安林の指定予定

土地改良区役員の退任及び就任

保安林指定の解除

国有保安林の指定予定

県道路線の認定

県道路線の廢止

道路区城の決定

道路の供用開始

◇教委告示

昭和三十五年度県立高等学校入学者の第

二次募集

理容師及び美容師実地練習指導者講習の実施

◇公告

◇広告

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の

申込み

訓

令

附 則

この訓令は、昭和三十五年三月十八日から施行する。

00110

2

鳥取県告示第百四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十

条の規定に基き、昭和三十四年八月、九月、十月、十一
月及び十二月に実施した肥料検査の結果は、次のとおり
である。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(八月分)

肥料の種類	保証票添付者	検査内不 ^合 点数格点数
第一種複合肥料	宇部興産株式会社	一 ○
	新日本窒素肥料株式会社	二 ○
	窒焼加肥料工業株式会社	四 ○
なたね油かす粉末 連合会	鳥取県中央農業協同組合	一 ○

(九月分)

肥料の種類	保証票添付者	検査内不 ^合 点数格点数
第一種複合肥料	新日本窒素肥料株式会社	三 ○
	朝日化学肥料株式会社	一 ○
	日產化学工業株式会社	二 ○

(十月分)

肥料の種類	保証票添付者	検査内不 ^合 点数格点数
第一種複合肥料	新日本窒素肥料株式会社	三 ○
	朝日化学肥料株式会社	一 ○
	日產化学工業株式会社	二 ○
窒焼加肥料工業株式会社	鳥取県中央農業協同組合	八 ○
連合会	鳥取県中央農業協同組合	九 ○
小鳴農業協同組合	二	一

(十一月分)

肥料の種類	保証票添付者	検査内不 ^合 点数格点数
魚かす粉末	浦安農業協同組合	一 ○
	下北条農業協同組合	二 ○
	鳥取県中央農業協同組合 連合会	一 ○
倉 谷 常 一	四 ○	○

(十二月分)

次の保安林を解除予定保安林にする旨、通知を受けた
から、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三
十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取市東町字旧城山、同市栗谷町字旧城山及び上町
字旧城山(次の図に示す部分に限る。)所在の森林(國有林)

指定の目的 土砂流出防備林
解除の理由 道路敷地

申請者 認定(大阪営林局長の上申による。)

肥料の種類	保証票添付者	検査内不 ^合 点数格点数
硫酸アンモニア	東洋高圧工業株式会社	一 ○
塩化カリ	川上貿易株式会社	一 ○
第一種複合肥料	窒焼加肥料工業株式会社	五 ○
	鳥取県中央農業協同組合 連合会	一 ○
住友化学工業株式会社	窒焼加肥料工業株式会社	一 ○
有限会社協和製油	鳥取県中央農業協同組合 連合会	一 ○
ひまし油かす粉末	伊藤製油株式会社	三 ○
なたね油かす粉末	鳥取県中央農業協同組合 連合会	一 ○
ごま油かす粉末	鳥取県中央農業協同組合 連合会	一 ○
魚かす粉末	鳥取県中央農業協同組合 連合会	一 ○

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十

尿素 塩化カリ 丸紅飯田株式会社
第一種複合肥料 神島化学工業株式会社
窒焼加肥料工業株式会社 六
鳥取県中央農業協同組合 一
連合会

高城農業協同組合 一
魚かす粉末 鳥取県中央農業協同組合 一
連合会

塩化カリ 丸紅飯田株式会社 二

神島化学工業株式会社 二

窒焼加肥料工業株式会社 六

鳥取県中央農業協同組合 一
連合会

2 鳥取市栗谷町字旧城山（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林（国有林）

指定の目的 土砂流出防備林
解除の理由 送電線敷地

申 請 者 認定（大阪営林局長の上申による。）
指定の目的 土砂流出防備林

所在の森林（国有林）

3 鳥取市東町字旧城山（次の図に示す部分に限る。）

解除の理由 極超被無線の送信支障地

申 請 者 認定（大阪営林局長の上申による。）

「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課及び鳥取市役所に備え、昭和三十五年三月十八日から昭和三十五年四月十八日まで、一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨、届出があつた。

鳥取県告示第百七号

昭和三十四年三月二十八日第一回総会において総選挙の結果当選し、同年四月二十六日就任、任期二年。

鳥取県告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第五条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石破二朗

1 鳥取市湖山町字下外浜一、三〇三ノ一、一、三〇七

ノ一地番所在の森林

指定の目的 潮害防備林

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石破二朗

大鴨土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 早川忠篤 倉吉市河原町

果当選し、二月二十九日就任、任期三年。

伏野土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 田中寿男 鳥取市伏野

徳安婿太郎

徳安義一

田中重夫

徳安惠治

田中竹義

田中松市

山根平吉

山根音藏

田中友藏

竹本市蔵

森井源太郎

解除の理由 道路敷地
申 請 者 鳥取県知事

2 東伯郡羽合町大字宇野字西峰一、八九七ノ一、一、八九七ノ四、一、九〇二、一、八九九ノ二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）一、八九九ノ二地番所在の森林

指定の目的 魚つき林
解除の理由 道路敷地
申 請 者 羽合町長

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課及び羽合町役場に備え、昭和三十五年三月十八日から、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。）

昭和三十五年三月十八日

121	114	105	104	35	34	21	15
神戸ノ上新見	江 上 徳 野 保 府	常 藤 関 金	羽 出 三 朝	多 里 神 郷	上 斎 原 用 瀬	加 茂 用 瀬	大 佐 日 野
鳥取県日野郡日南町大字神戸ノ上	鳥取県日野郡江府町	鳥取県東伯郡関金町	鳥取県東伯郡日南町大字多里	鳥取県日野郡日南町大字神郷	鳥取県八頭郡用瀬町	鳥取県八頭郡日野町	鳥取市伏野字石山ケ鼻
日野郡日南町大字神戸ノ上	日野郡日南町大字保野	田代峠	田代峠	日野郡日南町大字豊栄	辰巳峠	八頭郡佐治村大字柄原	岡山県阿哲郡大佐町を起
岡山県新見市を終点とする。	岡山県真庭郡川上村大字常藤を起点とする。	岡山県真庭郡中和村大字羽出を起点とする。	岡山県苦田郡奥津町大字常藤を起点とする。	岡山県苦田郡上斎原村を起点とする。	岡山県阿哲郡神郷町を終点とする。	岡山県苦田郡加茂町を起點とする。	岡山県阿哲郡大佐町を起點とする。

- 1 鳥取市伏野字石山ケ鼻（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）指定の目的飛砂防備解除の理由道路敷地申請者認定（大阪営林局長の上申による。）
- 2 鳥取市伏野字石山ケ鼻（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）指定の目的飛砂防備解除の理由指定理由の消滅
- （次の図）は省略し、その図面を鳥取県経済部林務

番号	整理	路線名	起点	点	重要な経過地	備考
14	13.	美作智頭	鳥取県八頭郡智頭町	鳥取県東伯郡三朝町	八頭郡智頭町大字西谷	岡山県英田郡美作町を起點とする。
	三朝湯原			東伯郡三朝町大字福本	岡山県真庭郡湯原町を終点とする。	その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
				右子峠	岡山県阿哲郡大佐町を起點とする。	昭和三十五年三月十八日

鳥取県告示第百九号

県道路線認定に関する告示

課及び鳥取市役所に備え、昭和三十五年三月十八日から昭和三十五年四月十八日まで、一般的の縦覧に供する。)道

路法（昭和二十七年法律第百八十七号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百十号

県道路線廃止に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石破

二朗

番号	整理路線名	終点	点	主要な経過地	備考
124	山郷林野	用瀬河井停車場	八頭郡智頭町旧山郷村役場	八頭郡用瀬町	
176		県界八頭郡智頭町大字西谷	八頭郡用瀬町大字江波	八頭郡用瀬町大字安藏	
176		右手中峠	八頭郡用瀬町大字江波	八頭郡用瀬町大字安藏	
69	柿原用瀬	県界八頭郡佐治村大字柿原	辰巳峠	八頭郡用瀬町	
148	倉吉羽出	倉吉市元標	倉吉市元標	(主)津山倉吉線	
89	三朝勝山	東伯郡三朝町三朝橋	田代峠	(主)鳥取鹿野倉吉線	
		県界東伯郡三朝町		(主)津山倉吉線	
		大字福本		(主)津山倉吉線	

178	倉吉中和	倉吉市元標	(主)倉吉江府線		
192	川上根雨	県界東伯郡関金町大字別所越	由良関金線		
125	根雨刑部	日野郡日野町大字深山	日野郡江府町大字俣野		
177	千屋上石見停車場	日野郡日野町大字根雨	(二国)岡山松江線		
198	多里新郷	県界日野郡日南町大字神戸ノ上	日野郡日南町大字神戸ノ上	"津山米子線	

鳥取県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石破

二朗

朗

00119

昭和35年3月18日 金曜日 鳥取県公報 第3106号

鳥取県告示第百十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第三項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係方面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の総覽に供する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石破二朗

供用開始の期日

昭和三十五年三月十八日

県道	種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三朝湯原	美作智頭	八頭郡智頭町大字西谷県界から	中原まで	昭和三十五年三月十八日

県道	種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大佐日野	東伯郡三朝町大字板井原県界から	福本県界まで	板井原まで	"

00118

昭和35年3月18日 金曜日 鳥取県公報 第3106号 10

種道路類	路線名	区間	敷地の巾員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	美作智頭	八頭郡智頭町大字西谷県界(右手峰)から	四〇九・二六・五	三、八八一	(主)は主要地方道を示す。
		" " 大字中原(主) 智頭佐用線接合点まで	三・〇一・二六・五	一、九六二	以下同じ。
三朝湯原	大佐日野	日野郡日野町大字板井原県界から	四・〇一・九・〇	一、九六二	
		" " 大字福本県界まで	三・〇一・九・〇	七七三	
	大佐日野	(三国)津山米子線接合点まで	二・五	一一、一二七	
	加茂用瀬	八頭郡用瀬町大字江波県界から	三・〇一・九・五	二三、六八〇	
		" " 大字安藏(二国)岡山鳥取線接合点まで	二・〇一・九・七	二・五	
	上斎原用瀬	八頭郡佐治村大字板原県界(辰巳峠)から	二・〇一・九・七	二・五	
		" " 用瀬町大字多里(二国)岡山鳥取線接合点まで	二・〇一・九・七	七七三	
	多里神郷	日野郡日南町大字多里(二国)広島米子線分岐点から	一・五七五〇	一一、一二七	
	羽出三朝	東伯郡三朝町大字田代県界(田代峠)から	一・五七五〇	二三、六八〇	
		" " 大字西谷 県道三朝湯原線接合点まで	一・五七五〇	二・五	
	常藤閑金	東伯郡三朝町大字福本県界から	一・五七五〇	二・五	
		" " 関金町大字閑金(主)倉吉江府線接合点まで	一・五七五〇	七、一七四	
	神戸ノ上新見	日野郡日南町大字神戸ノ上石見黒坂停車場分岐点から	一・七一四・五	八、四九七	
		" " 県界(鍵平峠)まで	一・七一四・五	一〇、一五〇	

1 中学校卒業した者
2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

募集要項

昭和三十五年度県立高等学校入学者第二次募集要項

一 第二次募集を行なう高等学校および募集生徒数
第二次募集を行なう高等学校および募集生徒数は、別紙のとおりである。

昭和三十五年三月十八日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和三十五年度県立高等学校入学者の第二次募集を次の要項によつて行なう。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

三 出願手続

1 志願者は、入学志願書に所定の事項を記

入の上、入学選抜手数料三百円に相当する鳥取県収入証紙をはり（消印してはいけない。）、出身学校長を経由して、出願期間内に志望校の校長あて提出する。

2 入学志願書を受理した高等学校長は、受検票を志願者に交付する。

3 志願者の出身学校長は、出願期間内に志望校の校長あて報告書を提出する。

四 出願期間および受付場所

1 出願期間 昭和三十五年三月二十一日（月）から二十四日（木）まで
(午前九時から午後五時まで)

2 受付場所 各志望校

五 入学者選抜学力検査

1 検査日時 昭和三十五年三月二十五日（金）午前九時三十分から募集校ごとに実施する。

加茂用瀬 上齊原用瀬

八頭郡佐治村大字江波県界から
八頭郡用瀬町大字江波県界から

用瀬町大字用瀬まで 安藏まで

多里神郷 羽出三朝

東伯郡三朝町大字田代県界から
日野郡日南町大字多里から

西谷まで 豊榮県界まで

常藤関金 江上徳山俣

東伯郡三朝町大字福本県界から
日野郡江府町大字保野県界から

関金町大字関金まで 武庫まで

神戸ノ上新見

日野郡日南町大字神戸ノ上から

武庫まで 県界まで

00123

第3106号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条
第一項の規定による理容師の免許又は、美容師法（昭
和三十二年法律第一百六十三号）第三条第一項の規定に
よる美容師の免許を受けた後、五年以上の実務経験（
昭和三十五年十二月三十一日までに実務経験五年以上
に達する見込みの者を含む。）を有し、理容師法施行
規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第十九条第
一項の課目に精通し、同条第二項の基礎的技術に熟練
し、又は美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第
四十三号）第十九条第一項の課目に精通し、同条第二
項の基礎的技術に熟練していく、みづから指導の任に
当ることのできる者

昭和三十五年三月十八日
鳥取県知事 石破 二朗
倉吉市労働会館
受講資格
一 日 時
昭和三十五年三月二十一日 午前九時
二 場 所
倉吉市労働会館

公 告

理容師法施行細則（昭和三十三年十二月鳥取県規則第
五十七号）第九条第四号及び美容師法施行細則（昭和三
十三年十二月鳥取県規則第五十八号）第九条第四号の規
定に基づき昭和三十五年第一回理容師実地練習指導者講
習及び美容師実地練習指導者講習を次のとおり実施す
る。

昭和三十五年三月十八日

による美容師の免許を受けた後、五年以上の実務経験（
昭和三十五年十二月三十一日までに実務経験五年以上
に達する見込みの者を含む。）を有し、理容師法施行
規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第十九条第
一項の課目に精通し、同条第二項の基礎的技術に熟練
し、又は美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第
四十三号）第十九条第一項の課目に精通し、同条第二
項の基礎的技術に熟練していく、みづから指導の任に
当ることのできる者

四 講習の方法
(1) 課目及び単位
希望者は、美容師実地練習指導者講習受講票（別記様
式第一号）に所要事項を記入の上当日受付に提出する
こと。

00122

学 校 名	全定区分	科 名	課 程 名	所 在 地	募 集 生徒 数
米子東高等学校	定 時 制 (夜間)	商 業 科	商 業 課 程	米子市勝田町三〇七番地	約 三〇人
日野実業高等学校	定 時 制	農 業 科	農 業 課 程	境港市東本町二番地	約 一〇人
		農 村 家庭 課 程		日野郡日南町大字阿毘縁一二一四番	約 一〇人
				地 の 一	

- 2 検査科目 中学校の履修科目について行なう。
六 入学者の選抜
1 出身学校長から提出された報告書と学力検査成績
とを資料として選抜を行なう。
2 入学者選抜のための身体検査および面接は実施しない。
七 入学選抜合格者発表

- 1 期 日 昭和三十五年三月二十六日（月）十二時
2 各志望校
1 入学志願書用紙および報告書用紙は、各募集校が
ら受け取ること。
2 本要項に関する質疑は、志願先高等学校において
ただすこと。
八 注意事項
1 本要項に記載する事項は、各募集校が
ら受け取ること。

00125

17 昭和35年3月18日 金曜日 鳥取県公報 第3106号

備考		理美容師実地習練指導者講習受講票 (保健所管内)	
早退時間	時 分	氏名、生年月日	年月日
受付時間	時 分	都道府県名及び 免許番号	年月日
受付時間	時 分	年号	年月日
受付時間	時 分	経験年数	年月日
1 違反内容 (例えば結髪師でコールドバーマが指導できない等)		有	無
2 処分の区分、年月日		有	無
3 処分された都道府県名			
理容師法又は美容師法違反で行政処分を受けたことの有無			
省令第十九条の課目及び基礎的技術の講習を受けたことの有無			
可否			
実地習練指導等を行なつたことの有無			
業成施設名及び卒業年月日			
最終学歴			
現住所			
本籍地			

00124

昭和35年3月18日 金曜日 鳥取県公報 第3106号 16

実地習練指導要領（実地を含む。）三単位（三時間）
理美容論

一単位（一時間）

(2) 県の定めるテキストに基づき知事が任命又は委嘱した講師が行なう。

(3) 実地は、モデルにより行ない講師が説明を加える。

六 講皆に持参するもの

(1) 関係法令及び参考書、筆記具、実地習練指導計画書（例）、昼食及び上履

(2) その他必要なもの

七 経費の負担

(1) 講習会に遅刻し、又は早退した者に対する経費は、受講者の負担とする。

(2) 刻又は早退した時間を控除した単位を与える。

(3) 代理人の受講は認めない。

(3) 講習終了後単位取得票に取得単位を記入し、認印

の上、交付する。単位取得票は、引き続き使用するので大切に保管すること。

(4) 免許取得後実務経験五年に達しない受講者は、実務経験五年に達した日から指導者として認める。

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十四年度の鳥取県公報購読期間は、きたる三月三十一日で満了となります。昭和三十五年度においても、引き続き購読を希望される者は新規に購読を希望される者は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月百二十円。郵送料を含む。）を添えて、三月二十六日午前中までに総務課法制係へお申込みください。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日号からの配付は行いません。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金
円を添えて申し込みます。

昭和三十五年三月 日

住所

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名印)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物
発行日 火、金
印 刷 所 鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町 取
鳥取県印 刷 所